

8. 貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
財務局登録貸金業者	処分事由	業務停止 (法第36条)	4	11	5	5	14
		登録取消し (法第37条)	1	1	3	0	2
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	0	1	0	0	0
	処分件数計		5	13	8	5	16
都道府県登録貸金業者	処分事由	業務停止 (法第36条)	26	34	449	604	169
		登録取消し (法第37条)	95	187	504	514	322
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	172	322	651	473	154
	処分件数計		293	543	1,604	1,591	645
計	処分事由	業務停止 (法第36条)	30	45	454	609	183
		登録取消し (法第37条)	96	188	507	514	324
		所在不明者の登録取消し (法第38条)	172	323	651	473	154
	処分件数計		298	556	1,612	1,596	661

(注1) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

(注2) 表中の「法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことである。